



監査結果報告書

宝 監 第 1 6 号
令和 8 年(2026 年) 4 月 1 7 日

宝塚市長 森 臨太郎 様

宝塚市監査委員 和 田 和 久
同 本 田 裕 一
同 藤 岡 和 枝

令和 7 年度財政援助団体等監査の結果について (報告)

第 6 ブロック子ども館協議会

社会福祉法人 愛和会

社会福祉法人 鶯園

社会福祉法人 ウエル清光会

特定非営利活動法人 保育ネットワーク・ミルク

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

第6ブロック子ども館協議会

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

第6ブロック子ども館協議会（以下「協議会」という。）における主に令和6年度の公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行

第3 監査の期間

事務局監査 令和8年1月19日から令和8年3月19日まで

監査委員監査 令和8年3月19日

第4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、監査の対象に係るリスクを考慮しながら、事業計画書及び事業結果報告書、収支予算書及び決算書等のあらかじめ提出された資料と関係諸帳簿等を照合確認するなど、抽出による監査を実施しました。

第5 監査の結果

協議会における公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行については、監査した限りにおいておおむね適正であると認められました。

第6 指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

第7 指定管理の概要

1 指定管理期間及び指定管理料

(1) 指定管理期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 指定管理料 令和6年度 22,021,000円

2 指定管理施設の概要

(1) 宝塚市立山本山手子ども館

ア 所在地 宝塚市山手台東1丁目4番1号

イ 建物 軽量鉄骨造1階建

専有面積約117.6㎡、共有面積約71.6㎡

ウ 開館年月日 平成22年4月1日

(2) 宝塚市立ひばり子ども館

ア 所在地 宝塚市長尾台1丁目1番1号

イ 建物 軽量鉄骨造1階建 91.6㎡

ウ 開館年月日 平成22年4月1日

(3) 宝塚市立中山台子ども館

ア 所在地 宝塚市中山桜台2丁目2番5号

イ 建物 鉄筋コンクリート造2階建2階部分 29.4㎡

ウ 開館年月日 平成22年4月1日

3 施設設置の目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に規定する児童（以下「児童」という。）に健全な遊びを与えて、児童の健康を増進し、又は情操をゆたかにするため設置しています。

4 指定管理者が行う業務

(1) 以下の事業を遂行する業務

ア 児童の健全な遊びの場の提供に関すること。

イ 児童の遊びの指導に関すること。

ウ 児童のクラブ活動の育成及び指導に関すること。

エ 児童の自主活動及び自主サークル形成の支援に関すること。

オ 子育て支援に関すること。

カ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業。

(2) 利用許可に関する業務

(3) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、子ども館の管理に関し市長が必要であると認める業務

第8 協議会の概要

1 名称等

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 名 称 | 第6ブロック子ども館協議会 |
| (2) 所 在 地 | 宝塚市山手台東1丁目4番1号
宝塚市立山本山手子ども館内 |
| (3) 設 立 年 月 日 | 平成21年10月1日 |

2 主な事業内容

- (1) 児童の健全な遊びの場の提供に関する事。
- (2) 児童の遊びの指導に関する事。
- (3) 児童のクラブ活動の育成及び指導に関する事。
- (4) 児童の自主活動及び自主サークル形成の支援に関する事。
- (5) 子育て支援に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業

3 市との関係

- (1) 市出資額
該当なし
- (2) 役員の兼務等
該当なし

社会福祉法人 愛 和 会
社会福祉法人 鶯 園 会
社会福祉法人 ウ エ ル 清 光 会
特定非営利活動法人 保育ネットワーク・ミルク

第1 監査等の種類

財政援助団体監査

第2 監査等の対象

主に令和6年度における下記団体に対する市の財政的援助に係る出納その他の事務の執行

1 社会福祉法人愛和会（以下「愛和会」という。）

(1) なかよし保育園

ア 宝塚市私立保育所運営費助成金	33,870,500円
イ 宝塚市保育施設等への一時支援金	250,000円

(2) 元気っ子

ア 宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金	8,238,400円
イ 宝塚市放課後児童クラブへの一時支援金	30,000円

(3) 中筋児童館

ア 宝塚市私立児童館運営費補助金	18,820,000円
------------------	-------------

2 社会福祉法人鶯園（以下「鶯園」という。）

(1) 宝塚COCORO保育園

ア 宝塚市私立保育所運営費助成金	49,423,500円
イ 宝塚市保育施設等への一時支援金	290,000円

(2) 宝塚ちいさなCOCORO

ア 認定こども園等助成金	424,822円
イ 宝塚市保育施設等への一時支援金	30,000円

(3) こころんクラブ山本

ア 宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金	9,948,900円
イ 宝塚市放課後児童クラブへの一時支援金	50,000円

(4) こころんクラブ長尾

ア 宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金	9,713,180円
イ 宝塚市放課後児童クラブへの一時支援金	70,000円

(5) こころんクラブ中山寺	
ア 宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金	7,653,400円
イ 宝塚市放課後児童クラブへの一時支援金	70,000円
(6) こころんクラブ長尾南1	
ア 宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金	9,137,000円
イ 宝塚市放課後児童クラブへの一時支援金	90,000円
(7) こころんクラブ長尾南2	
ア 宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金	10,238,200円
イ 宝塚市放課後児童クラブへの一時支援金	50,000円
3 社会福祉法人ウエル清光会（以下「ウエル清光会」という。）	
(1) 仁川ウエル保育園	
ア 宝塚市私立保育所運営費助成金	34,132,920円
イ 宝塚市保育施設等への一時支援金	250,000円
(2) ウエルっこクラブ	
ア 宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金	7,378,649円
4 特定非営利活動法人保育ネットワーク・ミルク（以下「保育ネットワーク・ミルク」という。）	
(1) みるくつくキッズクラブ逆瀬川	
ア 宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金	9,752,180円
(2) みるくつくキッズクラブ売布1	
ア 宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金	9,374,375円
(3) みるくつくキッズクラブ売布2	
ア 宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金	9,094,882円
(4) みるくつくキッズクラブ売布3	
ア 宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金	9,815,709円

第3 監査等の期間

事務局監査 令和8年1月19日から令和8年3月19日まで

監査委員監査 令和8年3月19日

第4 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、監査の対象に係るリスクを考慮しながら、事業計画書

及び事業結果報告書、収支予算書及び決算書等のあらかじめ提出された資料と関係諸帳簿等を照合確認するなど、抽出による監査を実施しました。

第5 監査等の結果

財政的援助に係る出納その他の事務について、監査した限りにおいておおむね適正であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

《愛和会関係》

1 宝塚市私立児童館運営費補助金について

本市では、地域における児童館の運営の安定を図ることを目的として、宝塚市私立児童館運営補助に関する要綱（以下「児童館補助要綱」という。）に基づき私立児童館を運営するために必要な経費を補助しています。

児童館補助要綱第9条に基づく実績報告書として決裁に添付されていた中筋児童館の収支決算書の内容について愛和会に聴取したところ、当該収支決算書は愛和会が作成したものではないとの説明を受けました。所管している子ども家庭支援センターに事実確認したところ、「決算状況を把握、確認しやすいように表計算ソフトによる様式を子ども家庭支援センターで作成して各私立児童館に様式を配布し、総勘定元帳の写し及び予算執行状況報告書から必要数値を抜き出して様式を埋めた上で市に提出するよう指示していたが、記入内容に間違いが多かったこと、また、県補助金がなくなり人件費の一部も市補助金の対象としたことなどもあり記入方法が複雑になったことから、様式中の下部、補助対象経費欄等については子ども家庭支援センターにて追記し、追記後の資料を実績報告書の添付資料とした。」旨の説明を受けました。

しかしながら、子ども家庭支援センターが追記したとされる内容に誤りがあった上、そもそも、補助事業者が提出する実績報告書の添付資料を市が作成すべきではないと考えます。

また、児童館補助要綱第3条各号では「人件費及び事業費」が補助対象経費となっていますが、収支決算書においてはこれに加え、「事務費」についても補助対象経費として計上されています。「様式上、事業費と事務費を分けて記載する形となっているが、いずれも児童館運営に必要な事業費として認識している。」旨の説明を子ども家庭支援センターから受けましたが、児童館補助要綱の規定を文理解釈するに、補助対象経費であるかどうかは疑問が残ります。さらに、この「事務費」の内訳について個別確認したところ、調査協力謝礼としてファストフード店で利用できるプリペイドカードを研究研修費としている事例、グループ法人の役職者決意表明式に係る費用を渉外費としている事例等、補助対象外と考えられる経費が複数件ありました。補助対象経費の基準が明確となるよう整理した上で、経費の正確な確認を行ってください。

なお、当該補助事業における交付決定通知書に付されている交付条件が、他の同様の補助事業に比べて多いように思われます。補助金交付に当たって必要となる要件につい

ては児童館補助要綱にあらかじめ規定しておく等の整理も一定必要ではないかと考えますので、既に述べた意見と併せて検討してください。

《鶯園関係》

1 宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金について

本市では、子ども・子育て支援事業計画に基づきニーズ量に見合う量の確保を行うため、民間による放課後児童健全育成事業実施要綱に規定する放課後児童健全育成事業を行う者に対し、宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金(以下「事業費補助金」という。)を支出しています。鶯園は、市内で5つの施設(こころんクラブ山本、こころんクラブ長尾、こころんクラブ中山寺、こころんクラブ長尾南1及びこころんクラブ長尾南2)を運営しています。なお、長尾南1及び2については、同一建物の1階と2階で事業を行っています。

事業費補助金を受ける者は、補助対象期間終了後30日以内に宝塚市放課後児童健全育成事業実績報告書を提出する必要があります。実績報告書では年間開所日数を報告する必要がありますが、またその根拠書類として、開所日一覧表を添付するものとなっていますが、5つの施設のうち、4つの施設では添付がありませんでした。添付がない理由について所管課に確認したところ、「開所日については、公設の地域児童育成会に準じて全クラブにおいて同一となっており、こころんクラブ山本の実績報告書に開所日一覧表が添付されていたことから、ほか4施設分については提出を求めている。」旨の説明を受けましたが、開所日は土曜日開所の有無により、各施設で異なっています。また、土曜日開所の確認方法について確認したところ、「施設から毎週提出される開所報告で確認することとしている。」旨の説明を受けました。しかしながら、開所報告を確認したところ、長尾南1及び2は、長尾南としての開所報告となっており、どちらの施設で土曜日開所をしたのか確認ができません。事業費補助金は各施設単位で支出されており、施設ごとに開所日数を確認する必要があり実績報告の審査が不十分であったと考えます。実績報告書を受ける際には、開所日一覧表などの根拠書類の提出を求め、確実な審査を行ってください。

また、同一建物にある長尾南1及び2のそれぞれの収支決算書には、通信費や光熱水費等が按分されておらず、一方の施設にまとめて、計上されています。建物は同じですが、施設としては独立しており、事業費補助金はそれぞれについて交付していることから、各経費は合理的な根拠をもって按分して計上するように指導してください。

《ウエル清光会関係》

1 宝塚市一時預かり事業について

本市では、保護者の短時間勤務、疾病若しくは災害等又は育児による保護者の心理的身体的負担のために家庭で保育を受けることが一時的に困難となる乳児又は幼児を、児童福祉法の規定に基づいて保育所において一時的に預かる事業（以下「一時預かり事業」という。）に対して補助しています。一時預かり事業における職員の配置については宝塚市一時預かり事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第2号において、「一時預かり事業を担当する職員として児童福祉施設最低基準第33条第2項の規定に準じて職員（保育士に限り、うち1名は非常勤でない者）を2名以上配置すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は職員を1人とすることができる。①保育所の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る）による支援を受けることができ、かつ、一時預かり事業に携わる職員が専任の保育士であるとき②一時預かり事業の利用児童数が1日当たり平均3人以下である場合で、通常保育が行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において一時預かり事業が実施され、かつ、保育士による支援を受けることができる。」と規定しています。

仁川ウエル保育園において令和4年度及び令和5年度は保育士資格を有しない者1名のみ配置されていたので、このことについて所管課に確認したところ、「実施要綱第4条第2号ただし書の職員は保育士に限定していない。ただし書①又は②に該当し職員1名のみ配置している場合、①の場合は保育士資格を求めており、②の場合は保育士資格を求めているが、運用上、保育士に準じる資格（子育て支援員等）を求めている。令和4年度及び令和5年度は上記②の要件に該当し、担当職員は地域子育て支援員研修を修了していることを修了証で確認しており、配置上の不備はないものと判断した。」旨の説明を受けました。しかしながら、市が補助するに当たっての要件は、所管課による運用によるのではなく、明確に定める必要があると考えます。一時預かり事業を担当する職員に求める資格については、実施要綱で明確にするようにしてください。

2 宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金について

本市では、子ども・子育て支援事業計画に基づきニーズ量に見合う量の確保を行うため、民間による放課後児童健全育成事業実施要綱に規定する放課後児童健全育成事業を行う者に対し、宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金(以下「事業費補助金」という。)を支出しています。補助対象となる経費は、事業費補助金交付要綱別表(第2条関係)で、人件費(報酬、給料、職員手当等、社会保険料、賃金及び通勤旅費)、消耗品費、光熱水費、事務費(役務費、使用料、賃借料、原材料費等)その他事業に必要な経費と定められています。

ウエルっこクラブの事業費補助金実績報告書を確認したところ、児童受入定員10人に対して職員を5人(支援員3人、事務員2人(うち併設する認可保育所との兼務1人))配置し、人件費7,661,972円が支出されていましたが、このうち事務員に対する支出が3,467,112円でした。事務員に係る人件費の補助対象の見直しについて所管課に確認したところ、「民間放課後児童クラブにおいては、申請者数の増加に伴い、入退所関係の事務、保護者対応などの運営に関する事務が増加している。事務員を配置することにより、放課後児童支援員や補助員が児童の育成支援や安全確保といった本来業務に専念できる体制が整い、事業の質の確保や職員の負担軽減につながると考えているため、現時点では補助対象の見直しは検討していない。」旨の説明を受けました。しかしながら、他の民間事業者が実施する放課後児童健全育成事業における事務員の配置及び事務員に対する支出を確認したところ、そもそも事務員を配置していない事業者や事務と保育を兼務している施設もありました。ウエルっこクラブにおいて、事業の間接的経費である事務員の人件費支出が人件費全体の約45%を占めており、他の民間事業者との比較及び事業規模を考えると適正と言えるか疑問が残ります。事業を運営するに当たり事務員が必要となることは理解できますが、所管課においては放課後児童健全育成事業における事務員の実態を把握し事務員の人件費に対する補助の在り方について整理した上で、補助対象とする事務員人件費の上限額を定めることを検討してください。

第7 補助金等の概要

1 宝塚市私立保育所運営費助成金

社会福祉法人が児童福祉法第35条第4項の規定に基づいて設置する保育所の運営に係る経費を助成するもの。

(注) 助成金の対象となる事業は、保育運営事業、職員基準配置事業、延長保育事業、特別支援保育事業、一時預かり事業、保育所地域活動事業、地域子育て支援拠点事業、保育所施設等借り上げ事業、保育士宿舍借上げ支援事業、医療的ケア児支援保育事業及び保育士就職支援事業です。

2 宝塚市保育施設等への一時支援金

物価高騰等の影響を受けている保育施設等に対して光熱費や食糧費等の価格上昇分の一部を支援することで保育施設等の継続的・安定的なサービス提供を図ることを目的として実施する保育施設等への一時支援金。

3 宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金

民間による放課後児童健全育成事業実施要綱に規定する放課後児童健全育成事業を行う者に対し、これに要する経費の一部を補助するもの。

4 宝塚市放課後児童クラブへの一時支援金

物価高騰等の影響を受けている放課後児童クラブに対して光熱費や食糧費等の価格上昇分の一部を支援することで放課後児童クラブの継続的・安定的なサービス提供を図ることを目的として実施する放課後児童クラブへの一時支援金。

5 宝塚市私立児童館運営費補助金

社会福祉法人が児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設である児童館を運営するための経費を助成するもの。

6 認定こども園等助成金

安心して子育てができる環境を整備し児童の福祉の向上を図ることを目的に、認定こども園、小規模保育事業等において、延長保育及び預かり保育に要する経費を助成するもの。

第8 各団体の概要

1 愛和会

(1) 目的及び事業

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成

されるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行っています。

ア 第一種社会福祉事業

イ 第二種社会福祉事業

(2) 市との関係

ア 市出資額

該当なし

イ 役員の兼務等

該当なし

2 鶯園

(1) 目的及び事業

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が心身ともに健やかに育成され、また、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行っています。

ア 第一種社会福祉事業

イ 第二種社会福祉事業

(2) 市との関係

ア 市出資額

該当なし

イ 役員の兼務等

該当なし

3 ウエル清光会

(1) 目的及び事業

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行っています。

ア 第一種社会福祉事業

イ 第二種社会福祉事業

(2) 市との関係

ア 市出資額

該当なし

イ 役員の兼務等

該当なし

4 保育ネットワーク・ミルク

(1) 目的及び事業

乳幼児から児童の預かり保育、子育てに関する相談や助言、セミナーや交流の場の提供など、子育てに関する様々な支援活動を行うことにより子どもの健全な育成を図るとともに、子どもを持つ親や家族が明るく子育てに関わることができるような地域社会づくりに寄与することを目的として、次の特定非営利活動に係る事業を行っています。

ア 預かり保育（月極保育・一時保育・緊急保育等）

イ 子育てに関する相談・助言

ウ 子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画、運営

エ 子育てに関する情報紙の発行

オ 保育付き講座等への保育士の派遣

カ 保育ボランティア養成講座の実施

キ 放課後児童健全育成事業

ク 乳児等通園支援事業

ケ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 市との関係

ア 市出資額

該当なし

イ 役員の兼務等

該当なし